

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	32 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から56年3月まで

私が20歳になった昭和54年\*月頃はA市（現在は、B市）に住んでおり、父と一緒に市役所に行き国民年金の加入手続を行ったと思う。55年3月頃に家族でC町に引っ越した時には住所変更の手続をした。保険料は送られてきた納付書で各期1万円前後の金額を役所の窓口で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和54年\*月頃にA市で国民年金の加入手続を行い、保険料は送られてきた納付書により市役所で納付したとしている。このことについて、申立人は55年3月26日にA市からC町に転入していることが戸籍の附票により確認できること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から55年12月頃に払い出されたと推認されることから、申立人はC町で国民年金の加入手続を行ったと考えられ、申立期間のうち、55年4月から56年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出時点からすると、国民年金の加入手続をした際に当該期間の納付書が交付されているものと推認される上、申立人が12か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までは、国民年金手帳記号番号の払出時点からすると、保険料を遡って納付する期間となるが、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしており、当委員会においてオンライン氏名検索等により調査した結果でも申立人に

別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 59 年 2 月まで  
② 昭和 59 年 4 月  
③ 昭和 60 年 10 月  
④ 昭和 63 年 5 月  
⑤ 昭和 63 年 8 月及び同年 9 月

私は、ねんきん特別便が来て未納期間があることが分かった。私が 20 歳になった昭和 57 年\*月頃に母が国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、申立期間①は母が A 銀行 B 支店で、申立期間②及び⑤のうち 9 月分は私と父が C 町の D 社会保険事務所（当時）に行き父が納付し、申立期間③、④及び⑤のうち 8 月分は私が勤めていた会社の給与から差し引かれていた。申立期間①から⑤までの保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その母が所持している昭和 57 年 10 月及び 59 年 1 月の給与明細書の裏面には、それぞれ当時記載されたとみられる支出先及び金額が記載されており、その中に 57 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を納付したことを示す記述がされていることから、申立期間を含む 57 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料を納付していた可能性がうかがえる上、申立期間は 17 か月と比較的短期間である。

しかしながら、昭和 59 年 3 月については、厚生年金保険被保険者期

間であり、国民年金被保険者となり得る期間でないことが明らかである。

- 2 申立期間②及び⑤のうちの昭和 63 年 9 月について、申立人は、その父がC町のD社会保険事務所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間②及び⑤当時のD社会保険事務所はC町ではなくE町に所在していた上、申立人の父は既に他界しており、申立人は保険料の納付に直接関与していないことから納付状況は不明である。
- 3 申立期間③、④及び⑤のうちの昭和 63 年 8 月について、申立人は、勤務していた会社の給与から国民年金保険料が差し引かれたと主張しているが、申立人が申立期間前に勤務していた会社では、国民年金保険料を給与から差し引くことは無かったとしている。
- 4 申立人が申立期間②から⑤までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から61年3月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。申立期間の国民年金保険料は、昭和61年10月頃に保険料納付のハガキが来たので、私の妻が申立期間の保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年10月に国民年金集合徴収（年金相談）案内状が来たので、その妻が一括して国民年金保険料13万6,860円納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及びA市の被保険者名簿の資格取得欄から61年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は現年度納付及び過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、その妻は、国民年金集合徴収（年金相談）案内状が送達された昭和61年10月頃、社会保険事務所（当時）に内容の確認を行い、その時に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能な期間であり、申立期間の保険料をまとめて納付したとするその妻の保険料は、申立期間は納付済みである上、21か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情が見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が、夫の国民年金保険料と一緒に納付したはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人が、その夫の国民年金保険料と一緒に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 44 年 4 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和 44 年 4 月から国民年金第 3 号被保険者となった月の前月の平成 7 年 3 月までの期間について、申立期間の前後を含め、申立期間以外の期間の国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったものと考えられ、申立人と一緒に納付したとしているその夫は納付済みである上、申立人が 3 か月間と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成6年5月6日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年5月から6年4月までの標準報酬月額については、5年5月から同年9月までは30万円、同年10月から6年4月までは28万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月31日から6年7月16日まで

平成5年4月13日から6年7月15日まで株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、5年4月13日から同年5月31日までの1か月だけの加入となっている。厚生年金保険には、6年7月の退職日まで加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務したことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年5月31日）の後の平成6年5月6日付けで、遡って5年5月31日と訂正されている上、同年10月1日の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、上記のとおり、当該事業所は、平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われているが、同日に被保険者資格を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で資格を喪失した旨の記録が6年5月9日付けで遡及して訂正処理されている者が複数存在している上、5年5月31日以降の日付で被保険者資格を取得した記録が、



6年5月6日付けで取り消されている者も複数確認でき、さらに、当該事業所の被保険者に係る健康保険証の回収日の記録についても、6年5月以降となっている。

なお、商業登記簿謄本によると、申立人に係る上記の訂正処理を行った平成6年5月6日に株式会社Aは法人であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、平成5年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、当該処理が行われた6年5月6日であると認められる。

また、平成5年5月から6年4月までの標準報酬月額については当該訂正処理前のオンライン記録から、5年5月から同年9月までは30万円、同年10月から6年4月までは28万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成6年5月6日から同年7月16日までの期間については、申立人は給与明細書等を保有していない上、複数の元同僚からは、6年5月以降の給与について厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は申立期間①について、船員保険被保険者であったことが認められることから、申立人のAにおける被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和20年10月1日）及び資格取得日（昭和21年1月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

- 2 申立人は申立期間②について、船員保険被保険者であったことが認められることから、申立人のAにおける被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和24年8月1日）及び資格取得日（昭和24年11月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から21年1月1日まで  
② 昭和24年8月1日から同年11月1日まで

昭和20年9月から26年4月末まで、A（後に、B）に勤務し、同運営会管理下の船舶名・C、D（E株式会社所有）、F、G、Hに二等航海士として乗船勤務したが、申立期間の船員保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人提出の船員手帳の記録、具体的な勤務に関する申立内容及び申立人とともにI校卒業後、Aに採用され、申立期間①及び②に船員保険の加入記録がある複数の同期生の供述から、申立人は、20年9月25日にA校を卒業し、翌26日にAに船員として採用され、自宅待機で予備船員であった期間を経て、21年1月26日から、申立期間①を含め、J船及びK船に乗組船員として乗船していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は、昭和 20 年 10 月 1 日に A における船員保険の被保険者資格を喪失してから、21 年 1 月 1 日において資格を再取得するまでの期間について、船員保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間①に係る資格喪失及び取得記録は確認できず、申立人の被保険者記録が当該期間も A において継続して被保険者であることが確認できる上、申立人とともに I 校を卒業し、A に採用され、一緒に乗船勤務したとする複数の同僚の船員保険の被保険者記録も供述どおり継続した記録となっていることが確認できる。

これらのことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の年金記録の管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A は申立人が昭和 20 年 9 月 26 日に船員保険の被保険者資格を取得し、26 年 4 月 30 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、船員保険被保険者台帳の被保険者記録から、100 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、前述のとおり、申立人提出の船員手帳の記録、具体的な勤務に関する申立内容及び複数の同期生の供述から、申立人は、J 船及び K 船に乗組船員として乗船していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は、昭和 24 年 8 月 1 日に A における船員保険の被保険者資格を喪失してから、同年 11 月 1 日において資格を再取得するまでの期間について、船員保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間②に係る資格喪失及び取得記録は確認できず、申立人の被保険者記録が当該期間も A において継続して被保険者であることが確認できる上、申立人とともに I 校を卒業し、A に採用され、一緒に乗船勤務したとする複数の同僚の船員保険の被保険者記録も供述どおり継続した記録となっていることが確認できる。

これらのことから、社会保険事務所において、申立人の年金記録の管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A は申立人が昭和 20 年 9 月 26 日に船員保険の被保険者資格を取得し、26 年 4 月 30 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、船員保険被保険者台帳の被保険者記録から、9,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和48年9月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月11日から同年11月21日まで  
昭和48年9月11日からA事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が確認できないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚から提出を受けた給与明細書、事業主及び当時の経理担当者の供述により、申立人が申立期間に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和48年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、A事業所は、昭和48年11月21日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、事業主の回答、事業主が提出したA事業所の開設届及び同僚の供述により、申立期間当時から少なくとも職員が18人以上いたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B事業所は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務

所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年9月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和23年2月1日、資格喪失日は24年1月25日、また、B株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年1月25日、資格喪失日は同年5月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和23年2月から同年12月までの期間は1万円、24年1月から同年4月までの期間は8,100円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月1日から24年5月31日まで  
昭和23年2月1日にA株式会社に入社し、C部の技術者の補佐として24年5月31日まで勤務した。保険料も給料から控除されていたと思うので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和23年2月1日から24年1月25日までの期間については、申立人が保有しているA株式会社の厚生年金保険被保険者証には、23年2月1日が資格取得日と記録されている上、同社に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿では、申立人を含む4人の者について、資格取得日が23年2月1日、事業所名が「A株式会社」として記録されているところ、同払出簿に名前が記録されている同僚は、「申立人は、申立期間に勤務していた。」と供述していることや、申立期間後に厚生年金保険被保険者記録が確認できるD事業所に勤務する前は、半年ほどE事業所内のF工場に勤務していたとの申立人の申述内容も踏まえると、当該期間について、申立人が同社に勤務していたと推認できる。

一方、申立人が勤務していたとされるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の資料が無く、申立人の被保険者資格の喪失日について確認できないところ、日本年金機構は、「A株式会社に係る当該資料が無いのは、昭和28年に管轄社会保険事務所（当時）が火災となり、適用事業所名簿及び被保険者名簿が焼失したためと思われる。」としている上、前述の同僚3人についても、前述払出簿に資格喪失日の記載が無いことが確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の紛失等の可能性が考えられるが、半世紀を経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の中で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて、申立人が申立期間のうち、当該期間に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和23年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、A株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は24年1月25日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、昭和23年2月から同年12月までは1万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和24年1月25日から同年5月1日までの期間については、G区E事業所内に所在したB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年1月25日に被保険者資格を取得し、同年5月1日に被保険者資格を喪失している申立人と同姓同名かつ同一生年月日の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は前述のとおり、「H校に通いながらE事業所内にあったF工場に半年ぐらい勤務した。」と供述しているところ、当該事業所で昭和23年10月2日から24年5月1日まで被保険者記録のある同僚は、「申立人は当該事業所に勤務していた。」と供述している上、同姓同名かつ同一生年月日の被保険者記録は、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、当該被保険者記録は申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のB株式会社における資格取得日は昭和24年1月25日、資格喪失日は同年5月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和24年1月の記録から、8,100円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和24年5月1日から同年5月31日までの期間については、勤務実態を確認できる資料及び申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から同年12月31日まで  
株式会社Aに勤務した期間のうち、平成5年7月から同年11月までの標準報酬月額が引き下げられている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、株式会社Aが適用事業所でなくなった日（平成5年12月31日）後の6年2月7日付けで、5年7月に遡って22万円に引き下げられ、同年11月まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録により、株式会社Aの元事業主及びその親族二人については、申立人と同様に平成6年2月7日付けで4年2月に遡って標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられている上、唯一の同僚についても申立人と同様に6年2月7日付けで、5年7月に遡って標準報酬月額が22万円に引き下げられていることが確認できる。元事業主の妻は、「当該遡及訂正処理は、元事業主が行ったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年2月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと認められ、申立人について5年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

1 申立期間のうち、平成5年3月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年3月から6年10月までは53万円、6年11月から7年9月までは59万円、7年10月から8年9月までは30万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち平成7年10月1日から9年7月31日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から9年7月31日まで

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間について、給与は約70万円が支払われ、平成5年3月1日から6年10月31日までの期間に係る給与から、標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料及び同年11月1日から9年7月31日までの期間に係る給与から、標準報酬月額59万円に基づく厚生年金保険料がそれぞれ控除されていたと思うので、5年3月1日から6年11月1日までの期間に係る標準報酬月額に係る記録を53万円、同年11月1日から9年7月31日までの期間に係る標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間のうち、平成5年3月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円（厚生年金保険法改正により6年11月1日から59万円）とされていたところ、7年4月10日付けで、5年3月1日に遡って30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの期間に係る標準報酬月額は30万円とされていたところ、8年4月30日付けで、7年4月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、同社における申立期間当時の複数の同僚の標準報酬月額が、金額は異なるものの、申立人と同様に遡及して訂正されていることが確認できる上、同僚の一人は「会社の経営は平成4年末から相当悪かった。」と証言し、別の同僚の一人は「社会保険事務所から督促状が届いていた。」と証言している。

加えて、株式会社Aに係る閉鎖登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は同社の監査役として登記されていたことが確認できるが、同社における複数の同僚は、「申立人はB部長として勤務していたので、給与計算及び社会保険事務手続には関与していない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、申立期間のうち、平成5年3月から6年10月までは53万円、6年11月から7年9月までは59万円、7年10月から8年9月までは30万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立期間のうち、平成8年1月から同年12月までの期間について、申立人が提出している「平成9年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書」の記載から、平成8年中に申立人が納付した社会保険料は86万9,480円であったと確認できるところ、その金額は標準報酬月額56万円に基づく健康保険・厚生年金保険料額におおむね一致していることから、当該期間について、申立人の給与から標準報酬月額56万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

また、申立期間のうち、平成7年10月から同年12月までの期間及び

9年1月から同年6月までの期間については、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いが、株式会社Aにおいて給与計算及び社会保険事務手を担当していた同僚が、「申立期間当時、申立人の給与額が変更になった記憶は無い。申立期間を通じて、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額は変わりなかったと思う。」と供述していること、申立人に係る雇用保険被保険者記録（同社を離職した9年7月31日当時の賃金日額が2万525円（同額の30日分は61万5,750円）であったこと）を踏まえると、8年1月から同年12月までの期間と同様、申立人の給与から標準報酬月額56万円に基づく保険料が控除されていたと推認できる。

したがって、申立期間のうち、平成7年10月から9年6月までの期間に係る標準報酬月額については、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 63 年 5 月 6 日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、41 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 31 日から 63 年 5 月 6 日まで

A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 62 年 7 月 1 日以降の給与から厚生年金保険料が控除され、保管していた給料支払明細書によれば、少なくとも 63 年 2 月分給与まで、厚生年金保険料が控除され続けている。

しかしながら、年金事務所の記録では昭和 62 年 10 月 31 日に資格を喪失し、それ以降の記録が無い。

在職中の昭和 63 年 6 月には、自宅に国民年金保険料の納付書が突然届き、仕方なく遡って申立期間の国民年金保険料の一部を二重に納付してきたが、やはり納得できないので、厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は申立事業所に昭和 63 年 12 月 31 日まで継続して勤務していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった昭和 62 年 10 月 31 日以降の 63 年 5 月 6 日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を 62 年 10 月 31 日に遡及して処理されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、複数の同僚についても、申立人と同様に昭和 63 年 5 月 6 日付けで、厚生年金保険被保険者記録が遡って取り

消されるなどの処理が行われていることが確認できる上、複数の同僚及び当時の顧問社会保険労務士は、経営が悪化したため給与が遅配し、社会保険料の滞納があった旨を回答している。

一方、オンライン記録によれば、申立事業所は昭和 62 年 10 月 31 日付けで適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿謄本により、申立期間において法人格を有していることが確認できることから、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、複数の同僚から、申立人はB業務をしており、総務や人事、社会保険関係業務には関わっていなかった旨の回答が得られており、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、当該処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る資格喪失日について、有効な処理があったとは認められず、申立人の申立期間に係る資格喪失日を当該遡及処理が行われた昭和 63 年 5 月 6 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における社会保険事務所（当時）の記録から、41 万円とすることが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 28 日から 38 年 2 月 23 日まで  
② 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 2 月 13 日まで

平成 22 年 9 月頃、脱退手当金受給の有無の確認についてはがきが届き、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立てをした。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の5回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

また、申立期間②とその直前の昭和 38 年 9 月 6 日から 41 年 5 月 1 日までの脱退手当金未請求の被保険者期間は、同一の被保険者記号番号で管理されている上、同一の事業所であり、本社一括適用から事業所ごとの適用に変更となった 41 年 5 月 1 日から 42 年 2 月 13 日までの 9 か月のみの期間が請求され、それ以前の 32 か月が未請求となっているのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間（平成16年6月15日）の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月15日

株式会社Aを退職していたが、同社からの連絡で平成16年6月に支給された賞与の記録が漏れていることを知り、年金事務所に確認したが記録は無いという回答であった。平成16年6月支給の賞与明細を提出するので、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細及び事業所が保管している賞与計算表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付していないことを認めている上、事業所が保管している賞与計算表から平成16年6月15日において、賞与の支給を受けた者が申立人を含め9人いることが確認できるが、その9人全ての厚生年金保険被保険者について、オンライン記録上、当該期間の賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、当該期間に係る賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から12年6月21日まで  
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支払われた給与に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 オンライン記録によれば、申立人の平成10年10月から11年9月までの株式会社Aにおける標準報酬月額については、当初、38万円と記録されていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、事業主を除いた全在籍者5人（申立人を含む。）が平成10年11月27日付けで資格を喪失した後、うち4人が同年12月3日付けで当該資格喪失記録及び同年10月の標準報酬月額定時決定記録を取り消された上、標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の標準報酬月額も、20万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、当時取締役であった者は、「社会保険料の未払で督促状が届いていた。事業主から、廃業届を出し国民年金に切り替えたい旨の話があったが、社員は拒否した。社会保険事務や給与支払に係る事務は事業主が行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年12月3日付けで行われた取消・訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認めら

れない。

このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の平成10年10月から11年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成11年10月1日）で20万円と記録されているところ、当該処理については上記訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立期間のうち、平成11年10月1日から12年6月21日までの期間について、申立人は「給与が下がってはいなかったので、標準報酬月額も38万円のはずである。」と主張しているところ、申立人が提出した預金通帳の写しから、11年4月から12年6月までの振込額はほぼ33万円程度で継続していることが確認できるものの、上記取締役が提出した10年11月分及び同年12月分の「諸給与支払内訳明細書」により、申立人の給与から控除された厚生年金保険料は、標準報酬月額20万円に係る額に相当する1万7,350円、手取支給額は33万2,357円であったことが確認できる上、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されたとする事情等は見当たらない。

また、申立人のオンライン記録に遡って標準報酬月額に係る記録の訂正が行われた形跡もうかがえないほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のAにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和48年9月7日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和48年6月及び同年7月は4万8,000円、同年8月は6万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年6月30日から同年9月7日まで  
②昭和52年2月21日から同年3月1日まで

Aに勤務していた申立期間①及び株式会社Bに勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の記録が無い。申立期間の給与明細書を添付するので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人提出の給料明細書、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間においてAに勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所別被保険者名簿により、Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和48年7月30日)以降の昭和49年4月26日に、申立人の48年8月の随時改定を取り消した上で、同年6月30日付けで被保険者資格を喪失した処理を行っていることが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿により、昭和49年4月26日に当該事業所の従業員25人の48年の定時決定又は随時改定を取り消した上で、48年6月30日又は、同年7月30日付けで被保険者資格を喪失した処理を行っていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の同僚の記録等により、当該事業所が適用事業所ではなくなった昭和48年7月30日以降においても、当該事業所が適

用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和 48 年 6 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である 48 年 9 月 7 日であると認められる。

また、昭和 48 年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額については、申立人に係る申立事業所の事業所別被保険者名簿の記録から、4 万 8,000 円、同年 8 月は 6 万 4,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された株式会社 B の給料支払明細書により、申立人は同社に入社した昭和 49 年 1 月から、退社した 52 年 2 月まで厚生年金保険料を給与から控除（当月控除）されていることが認められる。

しかしながら、申立人の同社における雇用保険の離職日は、昭和 52 年 2 月 21 日となっており、月末まで勤務していたことが確認できない上、申立人は「いつ退職したかは覚えていないが、月末までは在籍していなかった。」と供述しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態について、確認することができない。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされていることから、申立期間である 52 年 2 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集してきた関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年7月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月5日から43年7月4日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和42年7月にA株式会社本社から同社D所に異動した際の申立期間が欠落していることが判明した。昭和39年5月から平成12年11月に定年退職するまで途中退社したことはない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA株式会社の表彰状及び事業主が提出した人事カード並びに雇用保険被保険者記録等により、申立人が申立期間においてA株式会社D所に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「当時の関係資料が保管されていないため、届出及び保険料の納付については不明であるが、申立人は人事カードの記録のとおり申立期間当時は当社D所に勤務していた。当時、D所は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、D所の社員はC支店で被保険者としていた。」と回答している。

さらに、A株式会社C支店に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録が確認できる6人の同僚は、申立期間当時、申立人がD所に勤務していたことを記憶していると供述している上、当時の上司は「申立人は、申立期間当時、D所E課で自分の部下として勤務してい

た。」と回答している。

加えて、A株式会社C支店に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、同社支店間の異動が確認できる16人については異動の記録に欠落期間は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店に係る事業所別被保険者名簿の資格取得時の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

Aには、平成元年4月1日から2年3月31日まで勤務したため、厚生年金保険の資格喪失日は同年4月1日になるはずである。正しい資格喪失日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、Aが提出した申立人に係る労働者名簿及び平成2年3月分の給与台帳（保険料は当月控除）により、申立人が申立期間において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与台帳の保険料控除額から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失日は平成2年3月31日と届け出られていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を平成3年1月から同年6月までは36万円、同年7月から4年10月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年1月1日から4年11月30日まで  
厚生労働省の記録によると、平成3年1月から4年9月までの標準報酬月額は15万円、同年10月の標準報酬月額は26万円となっているが、誤りと思われるので申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年1月から同年6月までは36万円、同年7月から4年10月までは41万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月30日以後の5年1月19日に、申立人を含む36人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されており、申立人については、標準報酬月額が3年1月から4年9月までは15万円に、同年10月は26万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は当該事業所の経理担当であったが、当時社会保険手続を委託されていた社会保険労務士の「社会保険の決定権限については社長が有していた。」旨の供述を踏まえると、申立人には社会保険手続の決定権限は無かったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年1月から同年6月までは36万円、同年7月から4年10月までは41万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月、同年11月、11年2月から同年10月までの期間及び同年12月から13年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月及び同年11月  
② 平成11年2月から同年10月まで  
③ 平成11年12月から13年1月まで

私は平成6年1月頃に勤務していた会社を辞め、A市役所で国民年金の加入手続をした。その年の2月頃にはB市の実家に引っ越し、市役所で住所変更手続をして保険料を納付していた。13年3月の保険料は納付期限に間に合わず納付できなかったが、それ以外の期間は納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年3月の保険料は納付期限に間に合わず納付できなかったが、それ以外の期間は納付したはずだとしている。しかしながら、オンライン記録により申立期間①直後の10年12月分は13年1月16日に、申立期間②直後の11年11月分は13年12月7日に、申立期間③直後の13年2月分は15年4月1日に納付されていることが確認され、いずれも納付時点からみて時効直前まで遡って納付されており、その時点では、いずれの申立期間も時効により保険料を納付できない期間であると推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式

文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月から13年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年2月から13年9月まで

私はアルバイトをしていた平成12年2月頃にA市役所に国民健康保険の加入手続に行ったところ、国民健康保険の加入届は国民年金加入届と一体になっており、国民健康保険と同時に国民年金にも加入したことを覚えている。保険料は市役所から送られてきた納付書により納付していた。国民健康保険料及び地方税等を合わせると約3万円にもなり生活が厳しいと思いながら納付していた気がする。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年2月頃に国民健康保険の加入のためにA市役所に行き、その時に同時に国民年金にも加入し、保険料は国民健康保険料及び地方税等を合わせると約3万円にもなり生活が厳しいと思いながら納付していたとしている。

しかしながら、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、加入手続が不明である上、申立人は申立期間の保険料納付について、上述のほかには特に覚えていることは無いとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理

業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から53年3月まで

私の父が障害年金を受給していたこともあり、私が20歳になった昭和47年\*月に国民年金の加入手続を母が行い、保険料の納付については二人の姉の分と一緒に母が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときにその母が国民年金の加入手続を行い、保険料は二人の姉の分と一緒にその母が納付していたとしているが、申立人の国民年金の加入手続をしたとするその母は、高齢であるため事情を聴取することができず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和53年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち47年1月から51年3月までは、時効により保険料を納付できない期間であり、51年4月から53年3月までは、遡って納付できた期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人は二人の姉についてもその母が自分の分と一緒に保険料を納付していたと申述しているが、その頃二人の姉は申立人と同様に未納となっており、申立人の申述と相違する。

加えて、申立期間は、75か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から平成元年3月まで  
私は、国民年金の加入手続についての記憶は無いが、ある時、昭和61年10月から平成元年3月までの国民年金保険料の納付書が届いた。保険料の納付については、母がまとめて納付したはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の保険料を納付したとしているが、その母はA市役所B支所で15万円前後を納付したとするのみであり、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無く、これらの状況が不明である。

また、申立人は、平成元年4月に払い出された厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号に付番された年金手帳しか所持しておらず、国民年金手帳を受け取った記憶は無いとしており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料は、A 銀行 B 支店（現在は、C 銀行 B 支店）で私が毎月納付した。  
申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 銀行 B 支店で毎月納付したとしているが、申立人の国民年金の加入時期及び保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 12 月までは時効により保険料を納付することができない期間であり、62 年 1 月から 63 年 3 月までは遡って納付する期間となるが、申立人は遡って納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年 2 月頃からするとまとめて納付することとなるが、申立人は毎月納付したとしており、申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年6月までの期間及び同年8月から14年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から同年6月まで  
② 平成11年8月から14年10月まで

申立期間の国民年金保険料は滞納していたが、A市役所から呼び出しを受けて納付勧奨されたため、妻が市役所で現金で分割納付したはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、滞納していた国民年金保険料をその妻がA市役所で現金で分割納付したとしている。

しかしながら、A市は、当時、同市役所において「国民年金の集合徴収」を行い、過年度分の保険料を現金で収納していたとしており申立人の申述と合致するものの、オンライン記録によると、申立期間②直後の平成14年11月から15年2月までの期間を16年12月9日に現金で納付したこと及び時効直前まで遡って納付されていることから16年12月の時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年11月から平成4年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、母が加入手続をして納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母が国民年金の加入手続をして保険料を納付したはずであるとしているが、その母の申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していなかったことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、制度上保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 4367 (事案 1977 及び 2974 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 12 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月から 48 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料は、昭和 49 年頃、子供が小学生になったことから自分の老後のことも考えて国民年金に加入し、特例納付で納付した。6 年と数か月で金額については 7 万円前後であったと記憶している。A 市役所で納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 7 月の時点では、申立期間の国民年金保険料を第 2 回特例納付により納付することができないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、特例納付により国民年金保険料を納付したのは 1 回だけであると記憶しているところ、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び A 市の国民年金被保険者台帳によれば、昭和 48 年 4 月から 52 年 12 月までの保険料を第 3 回特例納付により納付したことが確認できるものの、申立人は、49 年末に特例納付した記録が無いことに納得できないと主張して、再申立てを行っているが、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないとして、平成 22 年 3 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな証拠及び証言は無いものの、委員会の判断の理由に納得できないとして申し立てているが、当委員会において、昭和 48 年

度及び 49 年度の国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 2 年 3 月まで

私は、母から、私が大学 4 年生になる少し前の平成元年 3 月頃に、母の同僚である A 市役所の職員から私の国民年金の加入を勧められ手続きをしたと聞いている。その際、11 万円から 12 万円程度の保険料を母が納付したので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が大学 4 年生になる少し前の平成元年 3 月頃に、その母が同僚の A 市役所の職員から申立人の国民年金の加入を勧められて、その母が申立人の加入手続きをし、その際、11 万円から 12 万円程度の国民年金保険料をその母が納付したとしている。しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が「平成 2 年 4 月 1 日」と記載され、オンライン記録も同記録となっていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間と推認され、制度上申立期間の保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 3 年 4 月から同年 5 月頃に払い出されたと推認されることから、当該時点においては、申立人が大学を卒業した後の 2 年 4 月から 3 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間であり、オンライン記録では、当該期間が保険料納付済みとなっているところ、当該期間の保険料額は 10 万 800 円であることから、申立人は、このことと申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性も否定

できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 54 年 3 月まで

昭和 54 年 2 月から 3 月頃、A 市役所から「国民年金の一括納付が認められるのは、これが最後です。」という文面の通知が届いた。私は妻に相談し一括納付することを決め、国民年金の加入手続を行い、届いた 51 年 3 月からの未納分の納付書を持って、A 銀行 B 支店（現在は、C 銀行 B 支店）か D 信用金庫 E 支店の預金から給料の数か月分を下ろし、A 銀行 B 支店か D 信用金庫 E 支店か農協のいずれかの金融機関で、30 万円前後の国民年金保険料を一括で納付したはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 2 月から 3 月頃、国民年金の加入手続を行い、届いた申立期間の納付書を持って、A 銀行 B 支店か D 信用金庫 E 支店の預金から給料の数か月分を下ろし、国民年金保険料を納付したはずであるとしている。しかしながら、申立人は、保険料を納付した場所を A 銀行 B 支店か D 信用金庫 E 支店か農協のいずれかとするなど納付場所、納付書の枚数等についての記憶が明確でなく納付状況が不明である。

また、申立人は、30 万円前後の国民年金保険料を一括で納付したと申述しているが、申立人が納付したとする時点で、申立期間の保険料納付に必要な保険料額は、申立期間うち昭和 51 年 3 月から同年 12 月までの 10 か月間の保険料額が 4 万円（第 3 回特例納付）、その後の 52 年 1 月から 54 年 3 月までの 27 か月間の保険料額が 6 万 3,360 円、その合計額は 10 万 3,360 円であり、申立人の申述と大きく相違する。

さらに、申立人は、一括で納付したのは、申立期間に係る保険料のみと



しているところ、F市作成の国民年金保険料納付台帳によると、申立人及びその妻の二人分の昭和54年度の保険料7万9,200円（1か月当たり3,300円×12か月×2人）が同年6月18日に一括で納付された記録があり、申立人はこの納付分と混同している可能性がある。

加えて、申立人は、国民年金手帳に記載された資格取得年月日「昭和51年3月6日」まで遡って保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されるものであることから、保険料納付の始期を示すものではない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで

私が20歳の時、父が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれた。結婚後、私が保険料の納付をするようになったが、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付しており、また、申立期間当時の生活や夫の職業などにも変化は無く、申立期間だけ納付していないということは無い。さらに、申立期間について、国民年金は未加入となっているが、国民年金の資格喪失の手続を行ったことは無い。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付しており、また、申立期間当時の生活やその夫の職業などにも変化が無いので、申立期間だけ納付していないということは無いとしているが、申立人は、国民年金保険料の納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人は、申立期間について、国民年金は未加入となっているところ、国民年金の資格喪失の手続を行ったことは無いとしている。しかしながら、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」では、昭和57年7月22日に国民年金の資格を喪失し、その後、61年4月1日に国民年金の資格を取得したことが記載されており、また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）にも、申立人が57年7月22日に国民年金の資格を喪失したことが記載されており、これはオンライン記録と一致している。これらのことから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した

が、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月25日から21年6月20日まで  
終戦直後の昭和20年8月からA株式会社B支店に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は、21年6月20日から同年7月25日までの1か月の加入期間となっている。厚生年金保険の被保険者資格取得日を20年8月25日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の供述から、期間の特定はできないが、申立人が申立期間において、A株式会社B支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、同社の事業を承継した株式会社Cからは、申立人の雇用期間及び厚生年金保険の被保険者資格取得時期については、当時の資料が無いため不明であるとの回答があった。

また、当該事業所において申立人と同日に被保険者資格を取得した元同僚は、「入社当初は仮採用の時期があり厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所において昭和21年6月20日に被保険者資格を取得していることが確認でき、遡及訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 1 日から 53 年 7 月 21 日まで  
昭和 39 年 2 月 12 日から 51 年 4 月 30 日まで、株式会社Aに勤務した後、同年 5 月 1 日から 53 年 7 月 20 日まで、同社の関連会社であるB株式会社に勤務し、C業務に従事したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 5 月 1 日から 53 年 7 月 20 日まで、B株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いと申し立てている。

しかしながら、株式会社Aの当時の上司は、「申立人は、昭和 51 年当時、株式会社Aが業績悪化したのに伴い希望退職者を募った際、申立人が希望退職に応じなかったことから、その対応策として申立人については、株式会社Aから給与の支払を行うという雇用条件で、Dの納入先であるにEに出向し、F業務に就いていた。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録は、株式会社Aの記録として、資格取得日は昭和 39 年 2 月 12 日、離職日は 53 年 7 月 20 日であることが確認できる。

また、適用事業所名簿の記録によると、株式会社Aの厚生年金保険の新適日は昭和 31 年 9 月 1 日、全喪日は 51 年 5 月 1 日であることから、申立期間については適用事業所ではない期間となる。

一方、B株式会社は昭和 59 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、「事業所は既に解散しており、当時の人事関係資料等も保管していないため、申立内容の全てに関して不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務の実態

及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立期間当時にB株式会社で被保険者記録のある13人に同僚照会し、回答のあった11人全員が申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については「不明」と供述している。

さらに、申立期間におけるB株式会社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 26 日から平成 6 年 1 月 21 日まで  
「株式会社A」に昭和 62 年 6 月 26 日から勤務していたにもかかわらず、平成 6 年 1 月 21 日からの厚生年金保険の記録しか確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた給与明細書及び同僚の供述により、申立期間のうち昭和 62 年 8 月以降に申立人が「株式会社A」に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人から提出を受けた給与明細書により、昭和 62 年 7 月から平成 5 年 12 月までの厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、事業主から提出を受けた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、平成 6 年 1 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、雇用保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、元同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の事業主による申立人の給与からの控除などをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
平成 5 年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額の記録が 8 万円になっているが 88 万円（厚生年金保険の上限額 53 万円）の間違いではないか。正常な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、53 万円とされていたところ、平成 6 年 2 月 22 日付けで、5 年 1 月に遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A 株式会社に係る登記簿から、申立人が申立期間において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「当該事業所の社会保険事務の手続は、自分が行っていた。」と供述していることから、当該標準報酬月額の減額訂正については、申立人が関与していたものと認められるところ、申立期間に係る平成 6 年 2 月 22 日付けの処理に関しても、社会保険事務所（当時）が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

A 株式会社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額より低くなっている。標準報酬月額が下がっていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 40 年 10 月の定時決定の 5 万 2,000 円から、41 年 10 月の定時決定において 3 万 9,000 円に減額されており、申立人は、当時の勤務状況からみても標準報酬月額が下がるとは考えられないと主張している。

しかしながら、申立人の申立期間に勤務記録がある者 102 人のうち、昭和 41 年 10 月の定時決定における標準報酬月額が、直前の随時改定又は定時決定された標準報酬月額より低くなっている者が 41 人、変わらない者が 36 人いることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない上、当時の同僚の一人は、当時一時的に会社の景気が悪くなったため、会社からの協力要請により一部残業代の支払が行われなかったことがあったとしている。

また、A 株式会社は、申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は保管していないとしていることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 5929 (事案 4969 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 21 日から 62 年 4 月 1 日まで  
申立期間は、有限会社Aに勤務しており、給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、前回申立てを行ったが、認められなかったことに納得できない。当時、株式会社BとC契約を締結しており、会社発行の健康保険証でないと契約ができなかったため、厚生年金保険に加入しているはずだ。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 前回の申立てについては、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間において有限会社Aに勤務していたことが認められるものの、i) 有限会社Aが、申立期間の途中の昭和 59 年 3 月 1 日から加入しているD基金の記録では、申立人の加入員資格取得日が、オンライン記録と同じ 62 年 4 月 1 日となっていること、ii) 同社は、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明としている上、当時の同僚からも申立人の保険料の給与からの控除について供述を得られないこと、iii) 申立期間直前の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、被保険者資格喪失日が 58 年 10 月 21 日で、健康保険証の返納日は同年 10 月 29 日と記録されていること、及びiv) E市は、申立期間の全期間に国民健康保険の加入記録があるとしている上、オンライン記録によると、申立期間の全てが国民年金の被保険者期間であり、そのうちの一部が保険料の申請免除期間となっていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 2 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、「当時、株式会社BとC契約を締結しており、当該契約は、会社発行の健康保険証でなければ契約できなかったのも厚生年金保険にも加入しているはずだ。」と主張しているが、株式会社Bは、「C契約締結は、有効期限内の国民健康保険証、会社等発行の健康保険証、共済組合の健康保険証、運転免許証、パスポートのいずれでも可能である。」と回答しており、当該契約が必ずしも会社発行の健康保険証を所持していたという理由にはならない。

また、雇用保険の被保険者記録から申立人が申立期間において勤務していたことは確認できるものの、申立期間直前の有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、昭和58年10月21日で、健康保険証返納日は同年10月29日となっている上、E市役所は「申立人の申立期間の全期間について国民健康保険の加入記録がある。」と回答している。

さらに、申立人からは新たな資料の提出は無い上、改めて複数の同僚に照会したが、新たな証言も得られず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年頃から 39 年 6 月 30 日まで  
② 昭和 56 年 8 月 1 日から 58 年頃まで

A 株式会社 に 30 年間勤務したが、同社での厚生年金保険の加入期間が短いので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、A 株式会社提出の役員名簿に申立人は昭和 27 年 2 月に入社し、56 年 2 月に辞任と記載されていることから、申立期間①に申立人は同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 株式会社は、昭和 39 年 6 月 30 日に厚生年金保険に加入し、同年 6 月 30 日より前は未加入であったとしているところ、適用事業所名簿及びオンライン記録では、同社は同年 6 月 30 日から適用事業所になっていることから、申立期間①について、同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、複数の同僚からは、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

#### 2 申立人は、申立期間②について、A 株式会社 に勤務していたと主張しているが、同社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載の申立人の資格喪失日は、昭和 56 年 8 月 1 日であり、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

また、照会した同僚からは申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られず、

A株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間②に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠落も無い。

3 申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで  
申立期間は、A株式会社又はB株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る事業所別被保険者名簿から確認できる複数の同僚の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A株式会社は、法務局において登記簿謄本が確認できず、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載された事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない上、同社の関連会社と推認できるC株式会社では、A株式会社における申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとしている。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、健康保険証の番号に欠落も無い。

一方、適用事業所名簿によれば、B株式会社は、昭和 43 年 7 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた期間における標準報酬月額が、給与支払明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を下回っている。申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間について、申立人が提出した平成3年11月分及び同年12月分（翌月控除）の給与支払明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額は36万円であり、オンライン記録上の標準報酬月額34万円よりも高額であるものの、当該期間に係る給与支払明細書から確認できる申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は32万円であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 6 日から 41 年 7 月 31 日まで  
② 昭和 42 年 8 月 1 日から 45 年 7 月 31 日まで

年金記録を確認したところ、A株式会社及び株式会社Bの厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金として支給されていることとなっていた。昭和 45 年 7 月に株式会社Bが倒産し、退職したが、自分は脱退手当金を請求、受給した記憶は無く、納得がわからないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」が丸で囲まれているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和46年1月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は当時、国民年金や厚生年金保険等の加入期間を通算して、加入した期間の年金が将来受け取れることをよく知らなかったと供述しているところ、申立期間の事業所を退職後、昭和61年4月に国民年金の3号被保険者になるまで国民年金や厚生年金保険等の年金制度の加入歴が無い申立人が、脱退手当金の支給決定当時、受給しない明確な意思を有していたとは考え難い上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月2日から37年4月1日まで  
自分は、株式会社Aを退職後、脱退手当金を請求、受給したことを記憶しているが、年金記録を確認したところ、同社における昭和34年10月2日から37年4月1日までの厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給されたこととなっていた。自分が受給したのは同社における32年9月1日から33年5月1日までの被保険者期間であるので、調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和37年5月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、昭和32年9月1日から33年5月1日までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受け取ったとしているが、厚生年金保険法に基づき脱退手当金の受給権が発生するには24か月以上の被保険者期間が必要であるところ、申立人の当該期間における被保険者期間は8か月であることから、申立人は脱退手当金を請求するための被保険者期間を満たしておらず、当該期間のみで脱退手当金を受給することはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月21日から37年10月16日まで  
オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給した記録になっているが、私は、脱退手当金の制度があること自体も知らなかったし、脱退手当金を請求したことも受領したことも無い。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、A株式会社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年1月25日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和37年10月16日）の前後1年以内に被保険者資格を喪失した51人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、29人に脱退手当金の支給記録があり、うち24人が約6か月以内に支給されており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給しなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで

私は、同じ株式会社Aに勤務していた主人と結婚した後、半年間くらい、引き続いて勤務したが、母の介護のため、昭和 40 年 6 月 1 日に退職をした。同事業所の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金で処理されているという内容の「確認についてのハガキ」が届いたが、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立てをした。調査をして、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 40 年 11 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 5 日から 37 年 10 月 26 日まで  
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 42 年 8 月 26 日まで

A 株式会社を退職後に厚生年金保険の脱退手当金を受給したが、脱退  
手続をしたのは同社に勤務していた期間のみであり、それ以前に勤め  
ていた申立期間の被保険者期間については、脱退手当金の請求手続を  
行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金支給記録を訂正  
してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はA株式会社を退職後、同社の厚生年金保険被保険者期間に係る  
脱退手当金を受給したが、それ以前に勤務した申立期間①及び②に係る被  
保険者期間については受給していないと主張しているところ、脱退手当金  
支給額の計算の基礎は、受給したとしているA株式会社と申立期間①及び  
②における被保険者期間の合算であることのほか、この3事業所での厚生  
年金保険被保険者手帳記号番号はいずれも同一番号で管理されていたこと  
がオンライン記録から確認できる。

また、申立人は、昭和 42 年 12 月 11 日から 43 年 11 月 9 日までの厚生  
年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受け取ったとしているが、厚生  
年金保険法に基づき脱退手当金の受給権が発生するには 24 か月以上の被  
保険者期間が必要であるところ、申立人の当該期間における被保険者期間  
は 11 か月であることから、申立人は脱退手当金を請求するための被保険  
者期間を満たしておらず、当該期間のみで脱退手当金を受給することはで  
きない。

さらに、A株式会社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿

には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和44年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月1日から22年2月1日まで  
② 昭和22年11月1日から25年7月21日まで  
③ 昭和26年5月10日から28年5月1日まで  
④ 昭和31年11月25日から35年12月30日まで

日本年金機構より、Aに勤務していた間の厚生年金保険が脱退手当金を受給した記録となっている旨のはがきが届いた。私はそのようなものを請求していないので納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱 B」の押印があるとともに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和36年4月13日より前の同年2月16日に、脱退手当金の裁定に必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から申立期間に係る脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているほか、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の35年12月30日から約4か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 31 年 12 月 31 日まで  
年金事務所の記録では、昭和 32 年 1 月 31 日に脱退手当金を受給したことになっているが、A株式会社B工場を退職したとき、会社から脱退手当金の制度の説明を聞いたことも無く、また受給したことも無いので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には脱退手当金の記録が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和32年1月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことがない。

また、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、当時、年金を受給するためには厚生年金保険被保険者期間のみで20年以上の被保険者期間が必要であったことを踏まえると、A株式会社B工場を退職後に厚生年金保険被保険者期間が無い申立人が、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年9月15日から30年2月10日まで  
年金事務所の記録では、昭和32年3月22日に脱退手当金を受給した  
ことになっているが、A株式会社を辞めるとき、脱退手当金の制度の説明を聞いたことも無く、また受給したことも無いので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時は通算年金制度創設前であり、当時、年金を受給するためには厚生年金保険被保険者期間のみで20年以上の被保険者期間が必要であったことを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には脱退手当金の記録が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月1日から24年6月4日まで  
② 昭和25年8月1日から27年1月20日まで  
年金事務所の記録では、脱退手当金を受給したことになっているが、A株式会社を辞めるとき、脱退手当金の制度の説明を聞いたことも無く、また受給したことも無いので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、給付種類「婚脱」、支給(開始)年月日が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、当時、年金を受給するためには厚生年金保険被保険者期間のみで20年以上の被保険者期間が必要であったことを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 27 日から 36 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで

現在、A株式会社B支社及びA株式会社での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっている。しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人が記載されているページとその前後 50 ページに記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 39 年 2 月のおおむね前後 2 年以内に資格を喪失した者 28 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、20 人に脱退手当金の支給記録があり、全員が約 6 か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の実家の住所が記載され、昭和 39 年 2 月 13 日に申立事業所を管轄する社会保険事務所（当時）に提出された旨が記載されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に事務処理を行っていることが確認できる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱C」印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 3 月 31 日に支給決定されてい

るなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 4 日から 45 年 7 月 16 日まで  
② 昭和 46 年 1 月 4 日から同年 7 月 31 日まで

現在、A株式会社B工場とC株式会社の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっている。しかし、私は当時、脱退手当金という言葉も知らなかったし、結婚もまだしていなかったので脱退手当金を請求するはずがない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和46年11月26日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月4日から35年9月1日まで  
② 昭和36年8月1日から40年9月21日まで  
年金事務所からの連絡で、脱退手当金を支給された記録になっていることを知ったが、脱退手当金をもらった記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和40年9月の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある申立人を含む37人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、20人について脱退手当金の支給記録があり、うち17人が約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和41年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和27年4月5日から29年2月1日まで  
② 昭和30年1月10日から32年8月7日まで

A株式会社に勤めていた昭和27年4月5日から29年2月1日までの期間及びB株式会社C工場(29年9月A株式会社から名称変更)に勤めていた30年1月10日から32年8月7日までの期間について、32年11月25日に脱退手当金として支給されたこととなっているが、この脱退手当金を受給した覚えは無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社及びB株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を喪失した昭和32年8月の2年前から、B株式会社C工場が閉鎖になる33年6月までに当該事業所で資格を喪失した女性について脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格のある22人のうち、18人に脱退手当金の支給記録が認められ、そのうち16人については4か月以内に支給が決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA株式会社及びB株式会社C工場の両事業所共用の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の支給記録が認められるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和32年11月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 区に本社があった B の販売会社である株式会社 C を平成 3 年 3 月 31 日に退職したが、厚生年金保険の記録では、同日に資格を喪失した記録となっている。平成 3 年の源泉徴収票の退職日は同年 3 月 31 日と書かれている。間違いなく同年 4 月 1 日が資格喪失日なので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社 C の平成 3 年分給与所得の源泉徴収票において、申立人の退職日が、同年 3 月 31 日と記載されていることが確認できるほか、事業主は「最終出勤日（退職日）の翌日を資格喪失日としている。」と供述している。

しかしながら、申立人は「平成 3 年 3 月 31 日は有給休暇等で出勤していなかった。」と供述しており、事業主は「申立てどおりの届出を行ったかは不明。」と供述している上、申立人が記憶している同じ職場の 3 人の同僚のうち、回答があった一人は「申立人が勤務していたことは間違いなが、3 年 3 月 31 日に在籍していたかは不明。」と供述しているところ、申立人の雇用保険における離職日は、平成 3 年 3 月 30 日と記録されており、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、事業主は「給与から厚生年金保険料を控除するのは、翌月の給与からであった。」と供述しているところ、申立人から提出された平成 3 年 4 月の給与支払明細書により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで  
Aには、昭和 45 年 6 月 30 日まで勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年 7 月 1 日になるはずだ。申立期間（昭和 45 年 6 月）を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された申立人に係る人事記録によると、申立人の臨時補充員としての任期は昭和 45 年 6 月 30 日までとなっていることから、申立期間の勤務が確認できる。

しかしながら、同社は、申立人の給与から昭和 45 年 6 月の厚生年金保険料を控除していたか否かは不明と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、Aにおける申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日は、昭和 45 年 6 月 30 日となっており、オンライン記録と一致する。

さらに、Aで厚生年金保険被保険者記録がある申立人の同僚のオンライン記録によると、申立人以外に資格喪失日が末日となっている複数の同僚が確認できる上、同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を入手できないなど、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月20日から28年2月17日まで  
② 昭和28年6月16日から同年9月30日まで  
③ 昭和28年10月22日から30年5月2日まで

厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和30年8月10日に支給決定されているほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 11 日から 42 年 6 月 1 日まで  
平成 8 年に年金手帳の再交付を受けた時に、脱退手当金が支給されていると知らされたが、私は脱退手当金というものをそれまで知らなかったし、受給した覚えは無い。不審に思っていたところ、脱退手当金についてのはがきが来たので、調査してもらいたいと思い申立てをした。記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 42 年 6 月 1 日）から約 5 か月後の昭和 42 年 10 月 31 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 4 日から 43 年 7 月 31 日まで  
② 昭和 43 年 10 月 3 日から 46 年 4 月 21 日まで  
③ 昭和 46 年 4 月 21 日から 47 年 5 月 26 日まで  
④ 昭和 47 年 9 月 20 日から同年 10 月 26 日まで  
⑤ 昭和 47 年 10 月 26 日から 48 年 1 月 25 日まで  
⑥ 昭和 48 年 1 月 29 日から同年 7 月 9 日まで  
⑦ 昭和 48 年 11 月 30 日から 49 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、昭和 50 年 1 月に脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも記憶に無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の申立期間⑦に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑦に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 50 年 1 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 1 月 21 日から同年 8 月 28 日まで  
② 昭和 24 年 12 月 3 日から 29 年 12 月 10 日まで  
厚生年金保険の記録では、昭和 30 年 6 月に A 株式会社と B 株式会社についての脱退手当金を受け取ったことになっているが、請求したことも受け取ったことも記憶に無い。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、給付種類「脱退手当金」、支給（開始）年月日「30.6.25」の記載があり、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務手続に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 10 日から 36 年 6 月 28 日まで  
Aに係る脱退手当金について、脱退手当金の支給申請をした記憶はあるが、厚生労働省の記録によれば、Bにおける申立期間に係る脱退手当金も合わせて支給されたことになっている。当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、Aを退職後、自ら社会保険事務所（当時）へ出向き、同社に係る期間についてのみ脱退手当金の受給手続きをした記憶があるとしているところ、申立期間と受給を認めている期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたことになっている上、両方の期間を基礎とした脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時の脱退手当金裁定請求書の様式においては、「（厚生年金被保険者証の記号番号が分からないときは）初めて被保険者として使用された事業所」と「最後に被保険者として使用された事業所」を記入する欄が設けられていたことから、申立期間も合わせて請求したと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 23 日から 39 年 4 月 16 日まで  
② 昭和 43 年 4 月 22 日から 44 年 2 月 10 日まで

申立期間は、脱退手当金が支給された記録になっている。しかし、私は脱退できることを知らなかった。支給日頃は、長女出産のため実家のあるA市の病院に入院していた。脱退手当金を受給したとされている期間について、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿は、昭和 44 年 11 月 28 日に「B」から「C」へと姓の変更がなされ、申立期間②の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で 44 年 12 月 2 日に申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間①の番号に重複取消しし、オンライン記録では同月 12 日が脱退手当金の支給決定日となっていることから、脱退手当金請求のために一連の事務手続がなされたものと推認できるとともに、申立期間の脱退手当金は法定支給額と一致している上、申立期間①及び②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は「支給日頃は長女出産のため実家のA市の病院に入院していた。」と供述しているところ、戸籍謄本により昭和 44 年\*月\*日に長女がA市で出生したことは確認できるが、当時代理人による受領も可能であったことから、申立人が受給しなかったことを裏付ける理由とすることはできない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 1 日から 38 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 10 月 12 日から同年 12 月 4 日まで

申立期間は、脱退手当金が支給された記録になっている。しかし、私は受給していないので、脱退手当金を受給したとされている期間について、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、昭和 41 年 2 月 1 日に脱退手当金が支給されたことになっており、その支給額は申立期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から算出した脱退手当金の法定支給額と一致する。

また、申立人は申立期間②の事業所を退職後、昭和 50 年 8 月に初めて国民年金の資格取得手続きしていること、及び平成元年 8 月 1 日まで厚生年金保険の加入歴が無いことから、当時申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から33年7月1日まで  
国（厚生労働省）からのはがきの記録では、Aに勤務していた申立期間が脱退手当金支給済期間となっているが、当時は母と生活し家の中のことは母に任せており、私は脱退手当金を請求した覚えも無く、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示の記載もあり、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。